

## 平成22年度 第1回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成22年4月21日（水）午前10時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：堂柿会長、景井委員、住谷委員、田中委員、蜂谷委員、小澤委員、  
岡田委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：阿部都市開発課長、桜庭都市開発課主査、萩原都市開発課主査、  
武田都市開発課主任

説明員：廣長ごみ対策課長、藤岡低炭素社会推進担当参事

傍聴者：1名

<事務局長> 南 部長

ご苦労さまです。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。

本日は、小沼委員より欠席の申し出がありましたのでご報告いたします、又、三津橋委員と宮原委員につきましては、何かの事情で遅れていることと存じます。

開会に先立ちまして、白井副市長より諮問書をお渡しいたします。

<白井副市長>

札幌圏都市計画の決定について。

下記案件について、都市計画法第19条第1項及び同法第77条の2第1項の規定に基づき諮問します。

諮問案件 札幌圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）【石狩市決定】について  
以上宜しく願いいたします。

《 白井副市長から会長へ諮問書をわたす 》

<事務局長>

白井副市長よりご挨拶を申し上げます。

<白井副市長>

改めてご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

この度は、石狩市決定となります、「札幌圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理場）の決定」について諮問させていただきました。

審議していただきます案件の概要といたしましては、産業廃棄物処理施設として都市計画決定をおこなっている、石狩湾新港地域内の新港中央3丁目の一部の区域について。併せて、ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の都市計画決定を行おうとするものでございます。

当区域につきましては、北海道が定めております石狩湾新港地域土地利用計画において、廃棄物処理施設等を集約する「ユーティリティ地区」の位置づけがなされている地域の内にございまして、「石狩湾新港地域内に立地する事業所等から排出される廃棄物を適正に処理する施設を設置すること。」を目的に昭和56年11月に産業廃棄物処理施設として都市計画決定をおこなっております。

現在、この敷地では早来工営株式会社が産業廃棄物の焼却処理をおこなっておりますが、今後は、石狩湾新港地域内で発生する事業系一般廃棄物についても、同施設で適正に処理することが必要であると考え、そのためには、ごみ焼却場としての都市計画決定が必要になることから、今回、新たに、都市計画決定の諮問をさせていただいたところでございます。

ご審議のほど宜しくお願い申しあげまして、開会にあたり、ご挨拶にかえさせていただきます、宜しくお願いいたします。

< 事務局長 >

白井副市長につきましては、このあと次の公務がございますので、真に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

《 白井副市長 退席 》

< 事務局長 >

本日の案件は、只今、諮問のありました石狩市決定となります、「札幌圏都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)」について、ご説明させていただきますので宜しくお願い致します、また、ご質問の内容によりましては、環境室の担当より回答させていただくことがございますので、宜しくお願いいたします。

また、「傍聴者からの感想・意見の提出」については、前回の審議会では提出が無かった事をご報告いたします。

それでは会長、宜しくお願い致します。

< 堂柿会長 >

それでは、只今から「平成22年度第1回石狩市都市計画審議会」を開催いたします。

本日の議題は、諮問がありました、石狩市決定となります「札幌圏都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の決定」に係る案件であります。

それでは、この案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

< 阿部都市開発課長 >

それでは、諮問案件「札幌圏都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)」の決定について説明させていただきます。

まず、今回の都市計画決定を行うエリアについてご説明いたします。

今回、都市計画決定を行う地域は、こちらの画面の中心よりやや上方「石 1 ごみ焼却場」と書かれた部分の下部で、赤い枠組みの区域でございます。

こちらの区域につきましては、都市計画法第8条による用途地域が工業専用地域に指定

されており、昭和 51 年 11 月に策定された石狩湾新港地域土地利用計画において「ユーティリティー地区」に位置付された区域でございます。

こちらが、先ほどのスライドの該当部分を拡大したもので、対象区域は中央の上部の赤く囲ってある区域でございます。

土地の地番といたしましては、石狩市新港中央 3 丁目 7 5 0 番 6、敷地面積は約 1 .5 ha で、現在、早来工営株式会社が産業廃棄物の焼却処理をおこなっている敷地でございます。

この敷地につきましては、「石狩湾新港地域内に立地する事業所等から排出される廃棄物を適正に処理すること」を目的として、昭和 56 年 11 月 10 日に町告示第 24 号で「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定がなされている敷地でございます。

この「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定がなされている敷地に、併せて、新たに、ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の都市計画決定を行おうとするものであります。

こちらが、産業廃棄物処理施設として都市計画決定がされた敷地で産業廃棄物の焼却処理を行っております早来工営株式会社の施設でございます

それでは、都市計画決定の諮問に至った経緯を説明させていただきます。

まず、廃棄物の区分について簡単にご説明させていただきます。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」略して「廃掃法」又は、「廃棄物処理法」といいますが、この法律に廃棄物の種別が設けられています。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに大別されており、産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した物をいい、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、及び、限定された製造業から発生する食品残渣、紙くず、繊維くずなど、全 21 種目が産業廃棄物に指定されています。

一般廃棄物には、し尿と一般家庭ごみ、及び、製造業以外の事業所から出る木くず、紙くず、繊維くず、食品残渣等の事業系一般廃棄物とに区分されています。

次に、食品廃棄物について説明させていただきます。

食品廃棄物の内、食品製造業から発生する材料くず、食品残渣については、「産業廃棄物」に該当します。

製造段階から離れ、流通経路に乗った物、例えば、輸送中や、倉庫・会社に保管中に賞味期限切れとなった物、店舗での売れ残った物、また、消費段階の飲食店等から排出される調理くずや食べ残しなどは、事業系一般廃棄物に該当いたします。

この、事業系一般廃棄物のうち、赤く囲った部分に該当する、流通段階から発生する食品廃棄物の、石狩市における過去の発生状況と処理の現状について説明させていただきます。

こちらの表が、平成 1 5 年度より石狩湾新港地域で発生している、流通段階から発生する事業系一般廃棄物の食品廃棄物の発生状況です。

平成 1 5 年冷凍食肉 3.2 t、1 6 年冷凍うどん 3.7 t、グレープフルーツ 1.4 t、1 7 年バナナ 4 3 t、1 9 年野菜 2 5 t、みかん 3 5 t など、冷凍食品や野菜、果物などが多く、突発的に大量に発生しているのがお分かりになると思います。

このような流通段階から発生する食品廃棄物については事業系一般廃棄物に区分されるため、廃棄物処理法により、石狩市の責任において適正に処理しなければなりません。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づき、「再資源化」を行なうのが最良の方法であり、石狩市では、排出者に民間の「堆肥化施設等に搬入するように」誘導を行なっ

ておりますが、流通過程から発生する食品廃棄物には、腐敗物や農薬等に汚染された輸入農産物、さらには、冷凍食品が含まれていることから、堆肥化処理施設での安全性や醗酵管理などの堆肥化に支障をきたす事、また、容器包装との分離が困難な事から、堆肥化処理施設での受け入れを断られるのが実情となっております。

このような事から、流通過程から発生する食品廃棄物は、北石狩衛生センターで止む無く焼却処理を行なっておりますが、冷凍食品や含水率の高い農産物が含まれることから、北石狩衛生センターでの焼却炉の燃焼温度が低下する要因となります。

焼却炉の燃焼温度が低下すると、ダイオキシン類の発生要因にも繋がることから、石狩市といたしましては、このような廃棄物の北石狩衛生センターでの受け付けは極力避けたいと考えております。

北石狩衛生センターの焼却炉は「ストーカ式焼却炉」ですが、このような、冷凍食品や含水率の高い農産物などを安定して焼却処理を行うには「ロータリーキルン式焼却炉」が適しております。

ロータリーキルン式焼却炉とは、筒状のドラムをゆっくり回転させ、攪拌しながら燃焼させる装置で、含水率が高い汚泥状の廃棄物を焼却するのに適しております。セメントを製造する工場などにも用いられており、一般的には、800～1,300 の高温で焼却させることが可能となっております。

現在、石狩市内の廃棄物処理施設では、唯一、早来工営株式会社が「ロータリーキルン式焼却炉」を所有して産業廃棄物の焼却処理をおこなっております。

一般廃棄物については、廃棄物処理法により、本市の責任において適正に処理しなければならないこととなっております。石狩市では、このような冷凍食品や含水率の高い農産物を含む事業系一般廃棄物を安定した処理をおこなうための施設が必要と考えております。

そういった施設として、「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定をおこなっている施設につきましては、

水分の多い動植物性食品残渣を安定して焼却できる「ロータリーキルン式焼却炉」を持つ、石狩市内で唯一の廃棄物処理施設であるということ。

「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定されることを前提に、「廃棄物処理事業」として道条例第 29 号による環境アセスメントを行い、道告示 487 号で環境影響評価の内容に照らし妥当であると認められた施設であること。

既存の処理施設を現状のまま使用でき、その施設の処理能力の増加も必要がなく、廃棄物の処理方法も変更がないことにより、周辺に及ぼす環境保全上の影響はないこと。

これらのことから、石狩市では当該産業廃棄物処理施設で事業系一般廃棄物を処理することについて支障が無いと考えております。

配置につきましても、当区域は都市計画法第 8 条による用途地域が工業専用地域であり、石狩湾新港土地利用計画における「ユーティリティー地区」に位置付けられていることから、支障がないと判断しております。

また、当該敷地が「石狩湾新港地域内に立地する事業所等から排出される廃棄物を適正に処理すること」を目的として、昭和 56 年 11 月 10 日に町告示第 24 号で「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定がなされている敷地であることをふまえて、新たに、同地域で発生する事業系一般廃棄物を適正に処理するために、「ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」として都市計画決定を行おうとするものでございます。

今後のスケジュールですが、2月24日に北海道と事前協議をおこないました、北海道からは3月8日付けで「支障がない」旨の回答を得ております。又、4月1日から15日までの2週間案の縦覧を実施し、情報の周知を図り、意見を募集しましたが、意見はございませんでした。今回、本審議会に諮問させていただき、答申を頂いた後、北海道と同意協議をおこない。北海道より同意をいただいた後、5月下旬に決定告示を予定しております。

以上で、ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の都市計画決定に関する説明を終わらせていただきます。

<会 長>

はい、どうもありがとうございました、廃棄物の分類について少し知識の必要な案件でしたが、どこからでもどうぞ、ご質問ご意見お願い致します。

<会 長>

はい、どうぞ

<蜂谷委員>

まず、基本的なことを伺っておきたいのですが、昭和56年の11月に産業廃棄物の処理施設として適合しているという決定がなされている、多分その当時もうすでに、先ほど説明のありましたようなロータリーキルン式の処理施設を、以前は三友プラントサービスという会社が施設を建設し、具体的に事業を開始したということだろうと思いますが、現在の北石狩衛生センターは建設後約18年ぐらい経過をしているが、資料によるとこの施設はすでに30年近くになるのではないかという気がいたしますが、耐用年数からして、あとどのくらいこの施設が使えるのかどうかということを、まずひとつ、伺っておきたいと思います。

それから、廃棄物処理法の環境省令で定めている計画に合致しているのかどうかということについては一定の説明がございましたが、一般廃棄物処理の施設としての設置基準に適合しているかどうか、産業廃棄物処理施設としては適合しているとなっているが、一般廃棄物処理施設として適合しているという判断はすでに、どこかでなされているのでしょうか、その点を伺っておきたいと思います。

それから、現在、産業廃棄物の処理を行っているということですが、焼却処分ということになるのでしょうかけれども、当然そこに焼却灰が発生します焼却灰については現在どのように処理がなされているのか、参考までに最初にちょっと基本的な問題として伺っておきたいと思います。

<会 長>

それでは、3点についていかがでしょうか

<廣長ごみ対策課長>

蜂谷委員のご質問にお答えいたします、耐用年数関係でございますけれども、早来工営は現地で稼動しておりますけれども、年次検査でありますとか定期的な検査を行っております、耐用的に

は30年、40年もつと考えております。

それと廃棄物といたしましての一般廃棄物として適合しているかということでございますが、廃棄物という大きい枠組みの中から見るときには下に入るという部分で製品品質的にも産業廃棄物よりちょっと落ちるという部分で適合しているというふうに考えております。あとは、廃棄物と同等ということで可能と考えております。

焼却灰につきましては、安平町にあります最終処分場に持っていきっていると伺っております、以上です。

< 蜂谷委員 >

よろしいですか。

< 会 長 >

はい、どうぞ

< 蜂谷委員 >

耐用年数は30年から40年、これは将来的に30年から40年までもつだろうという考えですか、それとも、この施設そのものの耐用年数が30年から40年程度でないかという判断ですか。

< 廣長ごみ対策課長 >

一般的には30年から40年といわれていますけれども、施設の悪い部分の更新ですとか、いろいろしていくことによって伸びていくと思います、又、その搬入量ですとか、そういった部分に関しても伸びていくことは十分考えられると思います。

< 蜂谷委員 >

それから、産業廃棄物を処理できる能力を持っているから一般廃棄物も当然処理できるだけの基準はクリアしているよ、というのは理論的にはよく分かるのです、しかし廃棄物処理法のなかでは、一般廃棄物についてもそれぞれ環境省令に適合しているかどうかという判定は下されないとだめなのです。法的な根拠からすれば、産業廃棄物の処理施設として、これまでも稼動していたし、それだけの基準をクリアしているから一般廃棄物もだいじょうぶだよというのは、廃棄物処理法の精神からちょっと外れるのではないかという気がいたします。やっぱり、一般廃棄物と産業廃棄物というのは同じごみであったとしても、別の取り扱いがなされるということが基本だろうというふうに思っております。

それから、新港地域において発生するいわゆる事業系ごみ、特に食品残渣、輸送中に腐敗をしたりですね、あるいは製造過程において問題がないということで流通させたけれども、その後販売の結果として消費者等から苦情等もでて、その販売は中止しなければならないということも有る、その場合には一般廃棄物として処理しなければならないという説明がございましたけれども、このようなものが、先ほどのスライドによる説明でしたらけっこうな量が出ているのだらうかと、それは発生した事業者において現在の衛生センターのほうに持ち込んで処理をされていたのでしょうか、それともまた、特別な運送する業者に委託して運ばせていたのでしょうか、それもちょっと併せて聞いておきたいなというふうに思っております。

それで、もう少し多角的にこの問題を議論されたらよいのではないかと私は思うのですけれど。

平成18年に、これまで石狩・当別・旧厚田・旧浜益それから新篠津の5市町村で一部事務組合をつくって、その一部事務組合の中で現在の施設が建設され、5市町村の一般廃棄物をそこで処理していた、平成18年からはその一部事務組合が解散されて現在の石狩市衛生センターということになった、市が所有するということになったわけですが、これも耐用年数との関わりで、現在もう18年ぐらい経過しているということもあって、将来的には大規模な改修あるいは新設をしなければならぬ、ということも一つの市の政治的な課題であることもわれわれとしては認識しているのですが、このタイミングで、今回、都市計画審議会に諮問をしてきた理由というのは何かあるのでしょうか、というのはですね、今年度中に衛生センターの管理運営については民間に委託をすることも検討したいということが、すでに市のほうから示されており、それとの係わりで今回の都市計画の区域の変更、都市計画の土地利用の変更ということに繋がってきているのかどうかということも含めて、市のほうの考え方を伺っておきたいというふうに思っておりますがいかがでしょうか、以上です。

< 藤岡低炭素社会推進担当参事 >

私のほうからお答えします、まず施設の関係なんですけど、こちらの施設の部分については、本来新設する場合であれば一般廃棄物の処理施設として設置許可が必要になってくるのですが、今回のケースにつきましては、道とも協議しておりますが、すでに産業廃棄物の処理施設として設置許可を受けている施設で同等の性状の一般廃棄物を処理する場合は設置許可が要らないと、要するに市のほうの許可書を添えて、処分業の許可書をそえて道に届出をすることによって、その施設は、今までの既存の産業廃棄物処理施設はもうすでに一般廃棄物の処理施設の設置基準を満たしているという解釈になっておりますので、施設の許可については道とも協議しておりますが、特に問題はないという回答をいただいております。

< 廣長ごみ対策課長 >

2点目の、どういった持込の状況になっているかということですが、排出、突発的に発生したそういった事業者から持ち込まれる場合と、委託業者そういったところから持ち込まれる場合と、そういった場合があります。

< 藤岡低炭素社会推進担当参事 >

3点目の、今、北石狩衛生センターの民間委託という問題で庁内で協議はしておりますけれど、その問題と、今回の一般廃棄物ができるという都市計画の変更とは直接は関係ございません。

まず、なぜこういうことになったかといいますと、近年、食品偽装とかがございまして、流通経路から発生した一般廃棄物の処理をどうしたら良いかという問い合わせが結構あるものですから、先ほどもちょっと資料の中で、資料を出していただけますか、先ほども資料の中でご説明がございましたが、近年、食品偽装とか賞味期限の改ざん問題とかありまして、結構そういうのが厳密化されてきたということで、市のごみ対策課のほうへ、流通過程から発生して賞味期限切れになったもの、そういうものを市のほうで処理をしてくれないか、という問い合わせが結構あるのですが、実際、先ほども説明にありましたように冷凍食品であったり含水率の高い輸入農産物であったり、そういうものを実際、市の衛生センターで受け入れが可能かという、やはり含水率が高い、又は、冷凍食品であったりする場合、市の処理施設の機能低下を招いてしまうという懸念があるものですから、こちらについては、市のごみ対策課のほうから早来工営さんと色々な協議をしているなかで、市が困っているのでは何とかできないかという話を投げかけたところ、早来工営さんでは先ほど設備の概要にもありました

が、ロータリーキルン式で高温で燃焼させることが出来るという機器がそろっているので受け入れは可能ですよ。ただし、当然、市のほうの処分業の許可、又、施設の設置許可、それと今の都市計画法の基準がちゃんと整えば受け入れは可能ですよというお話になったものですから、今回の都市計画審議会の中で一般廃棄物処理施設のいいですよという敷地にさせていただきたいと、どちらかというと早来公営さんの要望というよりも、市のごみ対策課の要望というほうが正直なところ強いのですけれども。

< 廣長ごみ対策課長 >

それと、先ほど委託業者という説明をしたのですが、許可業者に訂正したいと思います。

< 蜂谷委員 >

三友プラントサービスさんから早来工営さんのほうへ現在は経営に移っているって、この経過はどのような経過だったのかお分かりでしょうか

< 廣長ごみ対策課長 >

具体的な内容というのは承知しておりませんが、平成14年度に三友プラントから早来工営に変わってございます。

< 蜂谷委員 >

その理由というのは何だったのですか

< 廣長ごみ対策課長 >

理由は、そこまではちょっと承知してございません。社内なり、会社の組織としての考え方が変わったのではなからうかと思えますけれども。

< 蜂谷委員 >

石狩湾新港地域における産業廃棄物の処理事業として、経営上成り立っていたのかどうかということよりも、社内の事情があったのでしょうか、その辺は把握されてませんか。

< 廣長ごみ対策課長 >

会社の経営状況であるとか社内のそういった部分については承知しておりません。

< 蜂谷委員 >

いろいろ聞かせていただきました、会長よろしいですか。

< 会 長 >

どうぞ

< 蜂谷委員 >

早来工営さんの側の意向というよりも、石狩市の意向のほうが強いという説明がございましたけれども、ならば、いわゆる現在の廃棄物処理をどうするかという問題というのは、非常に多岐にわたる

検討がやっぱり必要だろうと。今われわれに示された情報だけではですね、この場において、即、答申ということには私はならないじゃないだろうか。われわれ審議会委員としての個々の情報収集も含めてですね、やっぱり一定の、長い期間というわけにもいかないでしょうけれども、今回は諮問を受けて1ヵ月後なり、2ヵ月後なりに答申をすると、それぐらいの時間的な余裕を持った審査が必要ではないかと私は思います。

決して頭から私反対という気持ちはありません、もう少し、いわゆる廃棄物の処理については、いろいろな社会的な方面から検討を加えなければならない。しかも石狩湾新港地域を今後どのように発展し位置づけていくかということでは、特にグリーンデーターセンター等の誘致の強力な推進という側面もある一方で、このような廃棄物の処理施設としての土地利用計画の変更ということもそういう総合的な石狩湾新港地域のあり方の問題を含めて、それからもうひとつは、廃棄物の処理の石狩市内におけるあり方ということも含めてですね、1、2ヶ月の猶予が私は必要ではないのかと。

私自身の中でも、4月の初旬だったと思いますけれどもこういう諮問があって、即、答申になるよūdという、答申を求めているというふうに向っておりましたけれども、私自身もこれでOKという自信を持って決定を下せない、実は状況にあります。それなのに調査をして答申をすれば自信を持って答申したいというふうに思っております。

今ご説明されたことについてひとつひとつ疑義を感じていっているわけではありませんけれども、もう少し情報を私なりにもあるいは、又、別な市の担当部局のほうからもお聞きしながらですね、判定を下していきたいという気はしているところなのですが、これは私の意見として申し上げておきたいと思います。

< 会 長 >

これ、事前説明をやつたのでしたっけ。

< 阿部課長 >

いえ、事前説明はしておりません。

< 会 長 >

どうでしょうかね、諮問、今まで都市計画審議会では、ほとんどの場合事前説明を一回やっつてからそして諮問という形をとっていたことが多いのですけれど、これ時間的にはどうなのですか、一番最後に時間スケジュール北海道との協議を必要とするということ。

< 阿部課長 >

今の私共と道との話の中ではスケジュール的にはこういう形で進めたいというお話をしています、時間的な、余裕的な部分でもそうなのですけれど、新港の中にいる業者の方についても、大体、目処は5月の末ぐらいを目処に、取り進めていますよという話はさせていただいております。

案件としては、先ほどご質問等があった部分もあるのですけれども、環境アセスメントにおいて、新港地域のユーティリティー地区については、一応、廃棄物処理施設ということで、一廃と産廃を分けた形の環境アセスはとっておりません。

ですから全部合わせた形のなかで取つて適合しているという判断をしておりますので、考え方としては、新たに、さらのところにうつという考え方ではなく、今あるもので規模も変わらない、処理するものも変わらない、相対的に新たに違うものを受け入れるという形にはなっていない、先ほど委員

の質問の中にもありました、同じものを処理するのでも、廃掃法上扱いが違くと、その扱いについても事業系として流通に乗っているか、乗っていないかだけの違いなものですから、私どもの考えの中で一応軽微だろうという扱いの中で、今回の諮問・答申をとということで、一回であげさせていただいたという経緯でございます。

< 廣長ごみ対策課長 >

ごみ対策課といたしましても、いろいろ問い合わせとかがいろいろ来ておりますのでなるべく早くということをお願いしております。

< 会 長 >

そうですね、あんまりね、多分、1ヶ月、2ヶ月という時間は取れないと思うのですね、説明はどうか、今回の内容は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、まったく同じものが、出所によってあるものは産業廃棄物になり、そしてあるものは事業系一般廃棄物になって、それでどっちなるかによって、それぞれ都市計画決定が必要だという。

そういうことになっているものですから、これは手続きとして必要、都市計画のサイドからはそういう意味で手続きとして必要なんだというそれだけのことになっちゃうのですが。

ただ、廃棄物というものを全体として考えた時に、漠然とした不安とか、もうちょっといろいろな要因を考えることがあるのではないかと、そんな思いも一方では多分あるのだろうと思うのですね、その辺をどんな風にしましょうかということですよ。蜂谷さんのほうから、今そのようなご意見を伺ったとして。

< 会 長 >

岡田さん、関連しますか、それともまったく別のご意見になりますか。

< 岡田委員 >

今の件についてです、蜂谷委員の質問には関係なく。

< 岡田委員 >

正直に言って廃棄物というのは同じもので産業廃棄物になったり事業系廃棄物になったりします、又、今スクリーンには出ていなかったですけど管理型のたとえば放射線、放射物とかそういうものも特殊な特別管理型になっちゃいますし、焼却灰についてもですね安定型なのか不安定型なのか不安定型の焼却灰ですと永久的に管理する埋立地に処分しなくちゃならないだろう、それは屋外ですと雨が降りますから水質も全部測定しなくちゃあならないという。

いろいろなごみ、ごみという、廃棄物という考えの中においては非常に細部にわたって逆に言えば阿弥陀くじ状に法律ができていくということ。

先ほどのスクリーンの中で、食べ物関係、説明にもありましたけれども冷凍食品とかそういうもの、実際に北石狩衛生センターに持ち込みますと燃焼温度が800度以下に下がってしまうとダイオキシンの発生がする。衛生センターにおいては一定の燃焼温度を保つために、集められた、毎日集められている家庭系のごみについては、クレーンを使ってかき混ぜて、かき混ぜて実際に燃焼炉に連続式のストーカーで行っている。

今回は、早来工営さんについてはですね、ロータリーキルンで当初の投入口では、800度以下

だったとしてもですね、最終的に焼却させる側になるときは1200度から1300度だろうと、完全燃焼させているということで。結論からいきますと、先ほど申し上げた、スクリーンで見ました流過程での冷凍食品だとか、バナナだとか肉だとかいうものについての焼却についてはですね、環境基準とか、それからうんぬんについては、まったく、私は個人的な意見としてはまったく問題ないふうに思っています。

耐用年数という部分についてはですね、たとえばの話として、燃焼炉には耐火レンガがひいてありますから、その耐火レンガが劣化することによって取り替えると、一般家庭でいえばリフォームを行いながら、営業するのに維持補修をしながら長年使っていくという状況が仮にありますので、煙、排出される煙の大気汚染だとか環境基準をすべて日々測定している企業ですから、私はこの案件については問題はないというふうに思います。以上です。

#### < 会 長 >

限定的に捉えるか、それともこの際、この際といいますか、自治体としての廃棄物処理に関するいろいろな問題全体の中で頭を整理するかというところで、蜂谷さんのおっしゃることは正論だと思います。

まったくごもっともな事なのですけど、ただ一方で、先ほど大量に発生する過去の発生実績でしょうか、こういう物が日々進行しているわけで、何とかより高性能な焼却機械を持っているところで、一日でも早くこういうところで対応したいという気持ちもまた一方ではありまして、いかがでしょうかという事なのですね。

蜂谷さんのおっしゃられることは本当に正論なんですよ、だから事前説明を一回やっておけば、いろいろ自分の頭、それぞれ委員さんの頭の中を整理する時間もあるし、又、情報収集もできるし、いろいろな方のご意見を聞くこともできるしということで、そのとおりなのですけども。

#### < 蜂谷委員 >

いま、石狩市側からですね、説明を受けた、一般廃棄物としての処理の限定したものですよと、一般廃棄物の処理施設として許可を受けてしまえば、これはすべての一般廃棄物の処理も可能になるわけです。でもしかし、これについてはあくまでもこの石狩湾新港地域における流過程等で発生した、食品残渣などを中心とした一般廃棄物の処理を行うのだと。そのための土地の利用計画の変更であるということ、これも私は理解しているのです、理解をしているのですが、それでは今までその区域をどのような土地として設定していたのか、やはりあらためて一般廃棄物が処理できるという区域の土地利用を変更せざるを得ないわけですね。

変更せざるを得ないということ、そうすると、それは現在はそうであったとしても、将来的にはどうなのだろうかというものも、われわれは考えていかなければならないだろうということも含めて、岡田委員の方からは問題なしでないかというご意見がございました。

それはいろいろご意見があろうかと思いますが、私としては先ほど申し上げたように、長い時間をかけてというふうには考えておりませんが、一定の諮問を受けて委員として必要な情報収集も時間的な余裕をいただけたらな、というふうな思いでございました。

不勉強で大変申し訳ないのですが、早来工営さんという会社の、この法人がこのような産業廃棄物の処理を行っているということについて、改めて今回の諮問の中で認識をしたということもあって、どんな事業を行っているのかということもよく分からないというのが率直なところでございまして、そういうことも含めて、若干の時間的な余裕が必要ではないのだろうかというふうに私は思います。

< 会 長 >

どうぞ、はい。

< 廣長ごみ対策課長 >

今、土地利用の関係で話されていたのですけれども、こちらの新港地域でいろいろな協議会がございまして、石狩湾新港地域開発連絡協議会ということで、札幌市と小樽市、石狩市ですとか道庁さんとかが入った協議会がございまして、その事務局であります北海道の産業立地課そちらの方にもいろいろ協議にも行っております。

そのときには土地利用の変更とかそういうものはいらぬということでは終わっております。その協議会の中に部会がございまして、環境保全部会ということで、経産局ですとか道庁の環境部局、札幌市の環境部局とか石狩市の環境部局、いろいろなそういった人達の部会の中でも一応話は進めておまして問題はないのではないかとということで、話は伺っております。

又、廃棄物にかかる全体的な検討が必要だということでございまして、全体的にということは理解いたしますけれども、今回の部分は、一般廃棄物全部を早来工営さんに持って行くのではなくて、本当に焼却センターで出来ない、無理と判断したものに限って持って行くという部分で考えております。そういったようなことで私どもとしましては、大きな変更というような位置づけでは考えていないというところでございます。

< 会 長 >

都市計画法が守備範囲とする土地利用という意味では、問題はないですけれどもね。

さて、いかがでしょうか、みなさんどうぞ。

< 景井委員 >

私も、今回の諮問案件でありますこの都市計画のごみ焼却場に関することについては、いまいろいろ説明があったとおりで問題はないと思います。

ただ心配される石狩湾新港の区域だとか、石狩市全体のごみをどうするのかという部分につきましては、これは大きな問題ですので、この都市計画審議会で議論するというよりは全体的な部分での話しなのかなというふうに思います。

ですから今回は、この諮問案件について決定を下すということでよいのかなというふうに私は思っております。

< 会 長 >

はい、どうぞ。

< 住谷委員 >

ほぼ景井委員と同じ意見ですけれども、多分、何らかの形でこの新港から出ているごみ、それに関しては対応しなければならない責任が石狩市としてはあると思うのです。

基本的に、先をどういうふうに今後考えていくかということも非常に大事なもので、それは先程来出ている意見に関してまったく異論はありません。

ただ、この案件に関しては、今とにかくそういう施設があって、一方では困っている現実があって、今後もそういうことが起こることが容易に予想されると、そのときに何らか

の形で対応できるような状況をつくっておきながら、将来的なことを考えるという姿勢が一番よいのではないかと、ある意味では、だから、できるだけ早い形で決定したほうがよいのかなというふうに、私は個人的には判断をしています。

< 会 長 >

いかがでしょう

< 会 長 >

私も、今ここに出ている、これへの緊急対応といいますか、100トンだとか何とかというと、そこまで行くと、とって衛生センターでは何ともならないということなのかなと理解しているのですよ。

だから、一般廃棄物をこれからこっちでも処理できるものを何かルートを変えてこっちへどんどん流れていくのだというふうには理解していないのですよ。

それが都市計画審議会のちょっと辛いところで、都市計画審議会はかなり限定された守備範囲にいますものから、大きなことに、廃棄物云々ということになると多分この審議会でない別のものがある、そちらでもちょっと議論をしていただけないか、そんな気がしているのです。

< 藤岡低炭素社会推進担当参事 >

すみません、ちょっといいですか。

< 会 長 >

はい、どうぞ。

< 藤岡低炭素社会推進担当参事 >

補足ですけど、こちらの案件、案件といったらおかしいですけど、こういう都決をうつわけではないので、今回の北石狩衛生センターに支障の、流通過程から発生した食品残渣を早来工営さんで今後処分したいという案件については、市の環境審議会でもまったく問題ないのではないかとご意見を頂いているところではあるのですけれど。

どうしてもやはり北石狩衛生センター、市の施設を今後いかに大事に使っていくかというのが大きな問題でございますので、やはり北石狩衛生センターを今後も長く使うためには、そういう民間ではあっても適正に焼却できる施設があるのであれば、そちらのほうに持っていったほうがよいのではないかと、という意見は環境審議会のほうでもご意見は頂いております。

< 蜂谷委員 >

会長のおっしゃるように、都市計画審議会という守備範囲の中で、もう一方のいわゆる行政の重要な課題である、廃棄物をどうするのかという問題まで広げてしまうと、なかなか整理はつかないということはよく分かります。分かりますし、それから、いわゆる流通過程における、そのような大量な食品残渣が出た場合の緊急対応的な今回の諮問案件であるということも、先ほどの説明で理解をしています。

ところが、一方で衛生センターがどれほど将来もつだらうかという問題も一方ではありますし、それから現在の施設がどれくらい可能なのか、稼働可能なのかという問題も一方ではありますし、それらの広く一定の情報を集めつつ、私としては最終的な判断をしたいなという思いは今も変わりま

せん。

したがって、審議会として委員の皆さんの決定については私は異論を挟みませんが、私の意見が少数意見だったとすれば、それは少数意見としてですね、あったことを記録しておいて頂きたいという思いはあります。

<会 長>

もちろん、議事録は作りますので。

<蜂谷委員>

はい。

<会 長>

いかがでしょうかね。

<会 長>

最後に、蜂谷委員さんは、さっき申しましたように、おっしゃっている事はまったく正論なのですよね。事前説明を一回やっておいたら、いろいろな不安とかそのようなことはなかったのではないかと思うのですけれども。

ここは一つ、都市計画審議会の守備範囲として考えていただいて、またそちらの、なんていいましたっけ、先ほどの環境審議会のほうでも少し広い視点で、又この問題を含めて議論していただくこととして、この本日の諮問については基本的に妥当ということで答申させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 「よろしいです」 の声 》

<岡田委員>

結果は、よく今きこえなかったの、どういうこと。

<会 長>

妥当ということで答申させていただきたいのですが、どうでしょうか。

<岡田委員>

蜂谷委員の正論の部分は何か付帯意見をつけるということ。

<会 長>

議事録としては、もちろん出た意見は全部載せますので、それはどういう議論の過程があったということは記録として残ります。

< 蜂谷委員 >

今ここで、あえて何か賛否を問うということではなくて、そういう意見があったということは議事録に残るでしょうし、一人の委員としてそのことを申し上げたということで良いのではないのでしょうか。

賛否をあえて問うというのであれば、そのような今の考え方については変わりませんよということです。全体としてそれを答申してかまわないということであれば、それはそれで結構だということですよ。

< 会 長 >

今まででも、多数決を採ったことは無いものですから、そんな形で取り纏めさせてください。文案につきましては、私のほうに一任させていただければと思います。

又、今ご意見が出ました議事録なのですけれども、本日の議事録確認は、住谷委員と私ということで確認させていただきたいと思えます、どうぞ宜しくお願いいたします。

これからの日程等についてお伝えすることがございますか。

< 阿部課長 >

ございません。

< 会 長 >

それでは、貴重なご意見、大変貴重なご意見を頂きまして、答申については「妥当」という、そういう短い言葉にはなってしまいますけれども、皆さんから頂きました意見はこれからの石狩市の廃棄物等の計画や管理そういうことに、大変貴重なご意見だと思っておりますので、又、そちらの方で活かしていくように努めたいというふうに思えます、本日はどうもありがとうございました。

平成 22 年 5 月 10 日 議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 堂 柿 栄 輔

委 員 住 谷 浩